

一人ひとりの個性が
尊重されるまちをめざして...
みんなですすめよう!
はごろもぷらん



女男ゆんたくひろば 95

参加と参画

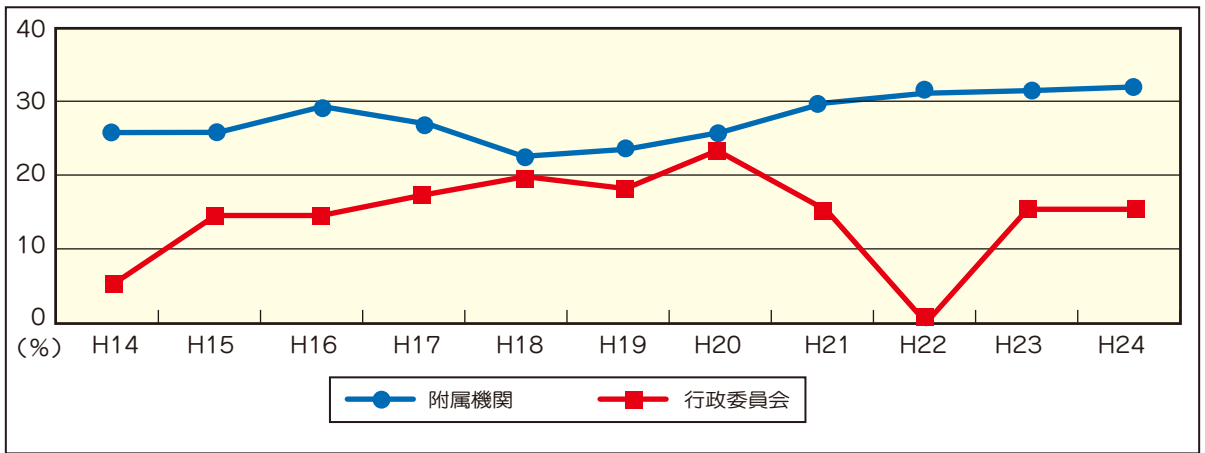
「男女共同参画」の“参画”とはどういう意味でしょうか。日常の会話の中でも「参加する」とは言っても「参画する」とはあまり使いませんね。例えて言うなら、選挙で候補者に投票することを「参加」、立候補し当選した後、自らの意思を反映させていくことが「参画」であると説明したら、なるほどと思っただけでしょうか。

社会のあらゆる領域で女性と男性がともに個性や能力を発揮し、その意思を社会づくりに対等に反映することができる社会のことを「男女共同参画社会」といいますが、さて、私たちの周りを見渡した場合、そのような社会になっているのでしょうか？日本では政治家が集まる場面や会社の役員会議などにおいて、男女の数が同数であるという場面を目にするのは、まだまだ少ないですね。果たして、男女の能力の差があるからこのような状況になっているのでしょうか？女性が決定の場に参画し、意見を発信することのできるチャンスは十分に与えられているといえるのでしょうか？

宜野湾市では審議会等の女性登用の具体的な目標値を「男女いずれも 40%未満にならない」ようにと定めています。また、平成 20 年度施行の女性登用促進要綱で、市で設置する審議会等の附属機関の委員を選任する際の事前協議を義務化することで、積極的に女性を登用するように進めてきました。この取組みによって、徐々に女性登用率は増加してきています。このことから、男女が平等にその意思を反映させ、お互いが住みやすい社会にするためには、政策・方針決定の場への女性の参画について“意識して”促進していく必要があるということがお分かりいただけると思います。

● 宜野湾市における附属機関、行政委員会の女性登用率（平成14年度～平成24年度）単位：%

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
附属機関	25.7	25.9	29.2	28.2	22.3	23.2	25.4	30.2	32.1	32.7	33.1
行政委員会	6.7	13.8	13.8	16.7	19.2	18.5	24	14.3	0	14.3	14.3



「お互いに 未来を掴もう 共同参画」
問合せ…企画政策課男女共同参画係
☎893-4411(内線421)

※「宜野湾市審議会等委員への女性登用促進要綱」平成20年5月1日施行
市で設置する附属機関(法律又は条例により調停・審査・諮問又は調査を行わせるため設置したもの)について、委員を選任又は改選若しくは補充する際、男女共同参画担当部への事前協議を義務化。

めびき情報 101
(8月号)

子育てにおいて「男の子だから」「女の子だから」「こうでなくちゃいけない」と縛ることなく、その子らしさを大切にしていきたいものです。子どもが安心してのびのびと育つために、性別にとらわれない子どもとの関わり方を一緒に考えてみませんか。

めびき講座(第5回)

「のびのび子育て講座」

性別にとらわれない子育てとは

講師 糸数 貴子氏

(Wee'らんにんく代表)

日時 9月18日(火)午後7時～9時
場所 めびき研修室2
対象 市内在住・在勤・在学の方
受講料 無料
☆8月28日より受講者を受け付けています。
(一時保育をご希望の方は予約が必要です。一週間前迄にご連絡下さい。)

問合せ

宜野湾市志真志一丁目15-22
人材育成交流センターめびき
☎896-1215